

長岡市告示第215号

長岡市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和62年長岡市条例第57号）第3条の規定に基づき、負担区域を次のように定めます。

なお、関係図書は、長岡市土木部下水道課において一般の縦覧に供します。

令和6年4月1日

長岡市長 磯田 達伸

負担区域

1 長岡地域
市街化区域

地区名	区域
ニュータウン地区	高頭町及び五反田町の各一部
上川西第一地区	蓮潟町及び宮関1丁目の各一部
大島第三地区	喜多町の一部

2 中之島地域

地区名	区域
中之島地区	中之島、中興野、中之島中条、福原、中野中、末宝、灰島新田及び中条新田の各一部

3 寺泊地域

地区名	区域
和島地区	寺泊木島及び寺泊夏戸の各一部
寺泊地区	寺泊敦ケ曾根、寺泊北曾根、寺泊竹森、寺泊新長、寺泊下桐、寺泊鱈口、寺泊郷本及び寺泊磯町の各一部